

## 自己点検シート(チェックリスト)解説

1	高齢者虐待の5類型について、理解している【はい】
2	虐待は基本的人権の侵害であり、違法行為であることから許されない【はい】
3	施設職員及び管理者は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに施設所在地の市町村に通報しなければならない【はい】
4	虐待を発見した時の連絡先（通報窓口）を施設内に掲示している【はい】
5	虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている【はい】

## 【解説】

いかに管理者・経営者が崇高な理念を持ち良心的であっても、施設内で虐待が起きる可能性はあります。虐待を防ぐためにも、高齢者虐待とは何か、どのような規定があるのか、発見した場合にどうすればよいのか等、基本的知識、法的根拠を熟知することが必要です。また、高齢者虐待が発生した際の対応のフロー図や通報窓口を掲示し全職員に周知することが必要です。県HP掲載の「高齢者虐待発生後対応マニュアル」をご参照ください。<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/ent/f3673/p1224418.html>

※参照：1章1(1)～(5)、1章4(1)、3章1(1)、2・2(1)、4章3(2)

6	虐待が疑われる場合は、まずは速やかに内部調査を行い、虐待の事実がはっきりしてから市町村の窓口に通報することが望ましい【いいえ】
---	---

## 【解説】

虐待については、高齢者の安全確保をはじめ、速やかな調査による要因分析と再発防止策をとることが重要です。「虐待の事実がはっきりしてから」ではなく、「虐待が疑われる事案が発生した時点」で、速やかに施設・事業所所在地の市町村の担当窓口へ通報することが必要です。

高齢者虐待防止法第21条第1項「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

7	安全のために行う場合の身体的拘束等は、本人や家族の同意が得られた場合は実施してよい【いいえ】
---	--

## 【解説】

安全のために行う身体的拘束等であっても、また、本人や家族の同意が得られた場合であったとしても「緊急やむを得ない」場合を除き、身体的拘束等は禁止されています。「緊急やむを得ない場合」とは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件全てを満たし、かつ、それらの要件が組織として慎重に検討された上で実施されている場合をさします。「緊急やむを得ない場合」ではない身体的拘束等は、身体的虐待に該当します。「緊急やむを得ない場合」ではない身体的拘束等が行われている場合、身体的拘束等の適正化のための措置が未実施であったり、人手不足で十分な対

応ができていないなど組織としての課題がある場合や、職員が有効な介護方法を知らないなどケアの技術不足が原因である場合も考えられます。令和6年度より、全ての介護保険サービス事業所に対して、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられました。 ※参照：1章3(1)(2)

8 利用者の金銭や持ち物が適正に管理されていない場合は、経済的虐待にあたる【はい】

【解説】

認知機能の低下などにより、高齢者が自ら金銭や財産を管理できない状態にある場合は、成年後見制度を利用するなど、適切な管理者を置くことで、高齢者の金銭や財産が不当に使用されることを防ぐことができます。やむを得ず施設内で管理を行う場合は、複数の職員のみで管理できる体制や入出金の記録を行うなど、組織のチェック機能を生かし、適正な管理体制とする必要があります。 ※参照：2章2(5)

9 「利用者本位」の支援を職員一人ひとりが理解している【はい】

10 意思決定が困難な利用者についても、可能な限り意思を尊重した対応を心がけている【はい】

【解説】

認知症介護の基本理念であり、常に高齢者本人を中心に展開されるケアである「パーソンセンタードケア（PCC）」を職員一人ひとりが理解し、高齢者の自己決定を最大限に尊重した、ぬくもりのある質の高いケアを目指すことが重要です。

11 自身の事業所における介護の理念や運営方針を明確にすると共に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に定め、かつ、これを職員と共有している【はい】

12 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っている【はい】

13 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方や対応方法などの基本方針を示す指針を定めている【はい】

14 管理者として、自身の事業所で起こり得るリスクを把握し、事故防止に関する研修を年1回以上開催するなどし、職員と情報を共有している【はい】

15 利用者や家族からの苦情を解決するため、苦情相談窓口の設置や苦情対応マニュアルの整備など、解決に向けた体制が整備されている【はい】

16 介護サービス相談員や地域のボランティア、実習生を受け入れるなど、地域に開かれた組織となっている【はい】

【解説】

全ての介護サービス事業所を対象に、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果について、従業者に周知徹底を図ること、虐待の防止のための指針を整備すること、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するこ

と、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが義務づけられています。組織における責任と役割及び権限等を整理し、これらが十分に機能し、形骸化しないように運用していくことが重要です。

※参照：3章1（1）（2）・3章2（1）（2）

17 不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない場合がある【いいえ】

【解説】

不適切な対応をせざるを得ない場合は、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。

不適切な対応をせざるを得ない状況がある場合、介護職員等は職業倫理と現状とのギャップに苦しみ、大きなストレスを感じるようになるので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。また、個々の利用者に対する個別ケアの検討をすすめる必要があります。

※参照：3章1（1）

18 介護に関する技術や経験が未熟だと、利用者への虐待につながりやすい【はい】

19 虐待防止に向けて、職員への基本的な職業倫理・専門性に関する研修を実施している【はい】

20 職員を、施設・事業所内部や外部の虐待防止に係る研修に参加させている【はい】

【解説】

介護技術は、職員自らが考え学んだ経験と、適切なスーパービジョンによって徐々に培われていきます。スキルの低い職員が困難な事例に直面した場合、過度にストレスを蓄積してしまうことも考えられます。個々の職員が安心して働くことができたり、徐々にスキルアップが図れるような職場環境の整備が重要です。

※参照：3章1（1）（2）

21 管理者として、夜間帯や業務が集中する時間帯の業務内容を具体的に把握し、負担軽減に向けた取組みをおこなっている【はい】

【解説】

日々の業務の中で業務量が集中するなどの忙しい時間帯は事故や不適切なケアが発生しやすくなります。現場が忙しい時間帯ほど、具体的な業務内容の把握や、職員の業務負担を把握することが必要です。状況に応じて職員体制の変更も含めた検討が必要です。

※参照 3章1（1）

22 職員のストレスや疲労の蓄積が、虐待の要因になる場合もある【はい】

23 職員との面接の機会をもうけ、悩みや疑問を受け止めている【はい】

【解説】

高齢者虐待は、様々な要因が背景となって発生します。業務遂行上のストレスや疲労も、高齢者虐待の要因の一つです。職員が感じているストレスの原因について、確認・分析し、職員がストレスをためることなく、いきいきと業務遂行ができるように、労務管理の適切な運用と職場環境を整備することが望まれます。

※参照：3章1（1）（2）

24	職員同士のコミュニケーションを円滑にするため、具体的に取り組んでいる方策がある【はい】
<p>【解説】</p> <p>職員間のコミュニケーションが円滑であることで、高齢者を取り巻く環境が明るくなることは勿論のこと、速やかな情報共有や個々が抱える業務負担、ストレス等の状況をいち早く把握することができます。結果として、ケアの質の向上、事故や虐待の未然防止に繋がります。既に取り組んでいる方策があれば、事業所全体で共有するためにも、書き出してみましよう。</p>	

25	自身の管理する施設では、虐待にまでは至らないが、改善したほうが良いケアがあると思う【はい】【いいえ】
<p>【解説】</p> <p>高齢者虐待防止法における高齢者虐待以外にも、虐待と疑われる言動や行為が存在します。改善したほうが良いと思われる言動や行為が放置され蓄積されていくと高齢者虐待発生の温床になってしまいます。早期に発見し、早期に対策を講じることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">※参照：3章1(2)</p>	

26	本人の食事が済むのを待たずに食膳を下げることは、忙しいときは仕方がない【いいえ】
27	入浴や衛生ケアを拒む利用者について、支援が行えないのは仕方がない【いいえ】
28	利用者が職員を呼んでも、すぐに対応できないことは仕方がない【いいえ】
29	服薬を拒否する場合、食事(服薬ゼリー等を除く)に混ぜてでも飲ませるべきだ【いいえ】
30	利用者の意向に関わらず、仕事の効率を優先し、おむつ交換・清拭を決められた時間にのみ行うことは仕方がない【いいえ】
31	認知症等により対応が困難な利用者に対して、厳しい言動になるのは仕方がない【いいえ】
<p>【解説】</p> <p>職員個人の不適切なケアという問題だけでなく、効率優先や人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題も含め、検討が必要です。効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対称としか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすく、虐待を生む温床になります。</p> <p style="text-align: right;">※参照：3章1(1)(2)</p>	

★「※参照」については、

□「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き

～高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして～（平成21年3月）」

神奈川県ホームページURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html#s1>